

幕別町体育連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は幕別町体育連盟と称し事務局を幕別町中央公民館に置く。
- 第 2 条 本会は町内各体育団体と連絡を密にし本町の体育振興を推進する事を目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 各職場及び地域体育団体の育成強化
 2. 関係団体との連絡調整
 3. 体育の指導奨励並びに指導者の養成
 4. 各種体育行事の企画立案及び実施
 5. 町民健康生活の指導と健全レクリエーションの普及
 6. その他目的達成に必要な事業

第 2 章 組 織

- 第 4 条 本会は次の事項を具備する団体をもって構成する。
1. 本会の会員は勤労青少年及び社会人で組織した団体
 2. 総会の承認を得た団体
 3. 規約を持った団体
 4. 自己財源を持った団体
 5. 町民を対象とする大会等の行事計画を持つ事
 6. 審判員、指導者を養成する
 7. 事業完了後は実績報告書及び決算書を本会会長宛に提出する事

第 3 章 役 員

- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名、副会長 4名、事務局長 1名、事務局次長 2名、監事 2名、
理事 若干名（各団体代表1名）
- 第 6 条 会長、副会長、事務局長、監事は総会で選出し決定する。事務局次長は会長が委嘱する。
理事は各所属団体よりの推薦者とする。
- 第 7 条 役員任期は2年とする。但し再任はさまたげない。補欠就任者は前者の残任期間とする。
- 第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。
 3. 事務局長は会長の命を受け会務を執行する。
 4. 事務局次長は事務局長を補佐し事務・経理にあたる。

5. 監事は経理事務を監査し総会において報告する。
6. 理事は所属団体の年間事業計画書及び予算書を会長に提出する。

第 4 章 会 議

- 第 9 条 会議は総会、役員会とし会長が招集する。
- 第 10 条 総会は役員と各団体代議員 2 名をもって構成し、次の事項を審議決定する。
1. 役員を選出
 2. 規約の改正
 3. 年間行事計画
 4. 収支予算及び決算
 5. その他必要な事項
 6. 本会加入の承認
- 第 11 条 役員会は役員をもって構成し次の事項を審議する。
1. 収支予算及び決算
 2. 年間事業計画
 3. その他必要な事項
 4. 総会よりの委任事項
- 第 12 条 会議の議決は出席者の過半数の同意で決定する。

第 5 章 会 計

- 第 13 条 本会加盟団体は毎年本会予算の定めるところにより負担金 1,000 円を納入するものとする。
- 第 14 条 本会の経費は次の収入を以って充てる。
1. 各団体の負担金
 2. 補助金・助成金・寄附金
 3. その他の収入
- 第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 6 章 附 則

1. 本規約の施行について必要な事項は細則で別に定めることができる。
2. 本規約は昭和 51 年 5 月 12 日より施行する。
3. 幕別町体育連盟規約（昭和 33 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

幕別町体育連盟運営細則

- 第 1 条 本連盟運営のため必要に応じて委員会を設けることができる。
- 第 2 条 本連盟の役員、選手が代表として派遣される場合は、可能な範囲で旅費等を支給することがある。
- 第 3 条 本連盟及び加盟団体に特に功労があった者、又は永年勤続者を表彰することができる。

幕別町体育連盟加盟細則

- 第 1 条 加盟団体は同一種目につき、本町を統括代表するアマチュア・スポーツ団体とする。
- 第 2 条 加盟団体が独自に営利行為（寄附）を行なう場合は、本連盟の役員会の議を得なければならない。
- 第 3 条 加盟団体は連盟の求めに応じて必要な書類を提出しなければならない。
- 第 4 条 加盟団体は選出役員及び提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨届け出なければならない。
- 第 5 条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より必要書類を本連盟に提出し役員会の議決を得なければならない。

幕別町体育連盟スポーツ功労賞授与規程

- 第 1 条 幕別町のスポーツ振興を図るため、この規程の定めるところにより幕別町体育連盟功労賞を授与する。
- 第 2 条 本功労賞は次の条件を具備しているものの中からこれを選考する。
1. 地域団体の体育及びレクリエーションの健全な普及発展に特に貢献のあったもの。
 2. 町体育連盟に加盟する各団体に原則として5年以上所属し、功労のあったもの。
- 但し、特に顕著な功労のあったものは、その限りではない。
- 第 3 条 功労者の選考については、各所属団体より推せんされたものの中から、体育連盟役員会において最終選考するものとする。

＜附 則＞

1. この規程は昭和54年3月28日から施行する。

幕別町体育連盟事業計画

1. 体育・スポーツの普及育成
 - スポーツ教室の開催
 - 講習会・研修会等の開催協力
2. 各種町内大会行事の協力・推進
3. 道民スポーツ大会参加協力（夏季・冬季）
4. 「幕体連」の発行
 - 年間2回（4月・11月）
5. 他地区の体育事情視察
6. スポーツ振興基金の造成
7. スポーツ功労者の表彰

幕別町内体育施設の管理・運営に対する協力

幕別町内体育施設造成計画の検討協力